

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- ① 避難費用（交通費）
- ② 避難費用（引越し費用）
- ③ 避難費用（住居費）
- ④ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- ⑤ 精神的損害

2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成23年8月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金830,246円の支払義務があることを認める。

（内訳）① 避難費用（交通費）	20,000円
② 避難費用（引越し費用）	85,000円
③ 避難費用（住居費）	401,102円
④ 生活費増加分（家財道具購入費用）	44,144円
⑤ 精神的損害	280,000円

第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金200,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の1①ないし④記載の損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほ

か、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月28日

（仲介委員 尾野恭史）